

# 保育環境改善及び民間移管計画（案）

## 1 事業の目的

「公立保育所の今後の基本的方向」に基づく短期計画については、保育環境の改善、待機児童の解消、多様化する保育ニーズへの適切な対応、より効率的な保育所運営を行うことを目的に、プレハブ造りの保育所及び鉄筋コンクリート造りの保育所の民間移管（以下「移管」という。）を計画的に推進するとともに子どもを生み育てやすい環境の創出を図る。

## 2 事業の概要

### (1) 公立保育所の移管

ア 必要とする公立保育所以外のプレハブ保育所については、市が指定する用地に民間社会福祉法人が保育所を建替え又は市が指定する施設を保育所に改修したうえ、建替え等対象保育所の保育事業を引継いで運営する。

(ア) 建替え等対象保育所

平成 21 年度	平成 22 年度以降
今福保育所	元浜保育所 七松保育所 富松保育所

用地や施設の確保など建替え等に伴う条件が整った保育所から順次、手がけていくことを基本とする。

(イ) 用地等

本事業に伴う用地は無償貸与、市が指定する施設は無償譲渡とする。

イ 平成 21 年度～平成 24 年度の 4 ヶ年で 7 箇所の鉄筋コンクリート造りの公立保育所を、原則、建築年度の古い順から民間社会福祉法人へ移管していく。

(ア) 移管対象保育所及び移管年度

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
大島保育所	長洲保育所	立花保育所	道意保育所
-	立花南保育所	浜保育所	尾浜保育所

(イ) 移管の方法

土地は無償貸与、建物及び保育用備品等は無償譲渡とする。

(ウ) 0 歳児保育の実施に伴う施設改修を市において行う。(沐浴室及び調乳室)

(エ) 良好な保育環境の改善を図るため、移管後、民間社会福祉法人は保護者等の意見を反映しながら施設改修を行う。

なお、当該施設改修に係る経費に対しては一定の補助を行う。

## (2) 移管する保育所の機能等の拡充

区 分	プレハブ	鉄 筋
環境改善の方法	建替え	改修
待機児童の解消	北部は必要に応じて定員増	北部は必要に応じて定員増
保育ニーズへの対応	0歳児保育の実施	0歳児保育の実施
	一時保育	一時保育（可能な限り）
	育児相談	育児相談
	障害児保育	障害児保育
	延長保育	延長保育

## (3) 公立保育所の移管の実施基準について

### ア) 「移管法人選考委員会」の設置

保護者の意見の反映、及び保育の質の確保・保育サービスの向上を図るため、法人選考にあたっては、学識経験者だけでなく、選考対象保育所の保護者代表の方も参画できる「移管法人選考委員会」において、書類審査・面接審査・実施視察を経て選考する。

なお、選考基準については、従前の基準をベースとするが、今後、「移管法人選考委員会」において協議のうえ決定する。

### イ) 移管後の事業主体

平成12年3月の児童福祉法の改正により、これまで原則、地方公共団体、社会福祉法人に限られていた保育所の運営主体が、企業、学校法人、NPO等の団体、個人でも認可の対象となったが、本市においては引き続き本市の保育行政をよく理解し、協力する「社会福祉法人」に限定する。

既設法人：現に社会福祉施設を運営する社会福祉法人であること。ただし、市外社会福祉法人の場合は、現に児童福祉施設を5年以上運営していること。

新設法人：児童福祉施設を運営する社会福祉法人として設立認可の見込みがあること。

なお、主たる事務所の所在地については、移管する保育所所在地に設置することとするが、既に尼崎市内で社会福祉施設を運営し、事務所が市内に存在している社会福祉法人にあつては除く。

### ウ) 保育内容等を協議する「三者協議会」の設置

保護者への十分な情報提供と意見の反映、保育の質の確保・保育サービスの向上を図るため、及び保育環境の変化に伴う児童への影響への配慮の方法として、円滑な移管を進め移管後の保護者の意見を聞く場として、移管予定の保育所の保護者代表、移管先法人及び市からなる「三者協議会」を設置する。

※ 期間及び協議内容について

(a) 移管先法人決定後、移管までに、移管に伴う様々な事項について協議し合意

形成を図っていく。

- (b) 移管後についても、当分の間（最長で移管時の在園児が卒園するまで）「三者協議会」を開催し、移管条件の実施状況や変更、新たな保育の導入など、保育内容等生じた課題については、「三者協議会」を通して課題解決を図る。また市は必要な調整を行っていく。

#### エ) **バランスに配慮した保育経験者の確保**

これまで、保育士の配置については、4年以上の経験者を3分の1以上配置することを条件としてきたが、保護者の相談等に対応するとともに保育の質の確保・保育サービスの向上を図るため、これまでの条件に加えて10年以上の保育経験者を2人以上確保することとし、その定着に努めることとする。

#### オ) **移管に伴う児童の影響に配慮した引継ぎ・共同保育の実施**

移管前の保育所の保育内容を継承するとともに、保育士等が入れ替わること等による保育環境の変化が子どもに及ぼす影響をできるだけ最小限にするため、また法人保育士が保育に参加することにより移管前から子どもとの信頼関係を築くために「引継ぎ・共同保育」を引き続き実施する。

※ 内容及び柔軟な期間の対応について

「引継ぎ」については、保育方針・指導計画、各種行事関係、安全対策関係、保護者との連携関係、保健・給食・施設関係などの引継ぎを法人決定後すみやかに引継書により開始する。

「共同保育」については、4月からの移管をスムーズに行うために、法人と市両方で「共同保育計画」を作成し、事前に保護者にも提示の上、原則2ヶ月間（2月から3月まで）で行い、その経費については市が一定額負担する。

なお、「共同保育」の期間については、移管予定の保育所の状況を踏まえ、保護者、法人、及び市の三者で協議のうえで予算の範囲内で柔軟に対応する。

#### カ) **保護者の苦情処理の仕組みの整備**

保護者等の意見を反映するため、社会福祉法第82条では、社会福祉事業の経営者は、利用者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められていることから、その体制として苦情処理責任者の設置、苦情受付担当者の設置、及び第三者委員の設置を移管条件として位置づける。

#### キ) **保育サービスの向上のための「第三者評価」の受審**

保育の質の確保・保育サービスの向上を図るため、適切な保育運営が図られているかどうか等、客観的な視点で判断することは重要であり、そのためにも、各法人が保育運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に係る取り組みを促進するとともに、利用者である保護者が保育サービスの内容を十分に把握できるようにするための仕組みである「第三者評価」について、移管後3年以内の受審を移管条件とする。

なお、この評価については、インターネット等で広く公開に努め、情報の開示を促し

ていく。

ク) **移管後のアフターフォローとしての前所長等の訪問**

保育環境の変化に伴う児童への影響への配慮の方法として、移管後3ヶ月程度、移管前の公立保育所の所長等が定期的に移管保育園を訪問し、保育や園運営に関する事項について、移管先法人や保護者の相談に応じていく。

ケ) **その他**

その他、保育内容の継承などの諸条件については、引き継ぐものとする。

**(4) 必要と考える公立保育所の充実**

**ア 保育環境改善の実施**

建替えの条件が整ったプレハブ保育所については保育環境改善を図っていく。

**イ 地域における子育て支援の検討**

今後は、子どものすこやかな成長の基盤である家庭での子育てをより一層支援していくため、地域における子育て支援の充実を図る役割を果たす方策及び採算性の観点などから民間では実施が困難な保育サービスの実施について検討していく。

**3 経費効果見込（平成17年度決算ベースによる試算）**

平成24年度まで（累計） 約13億4千万円

以 上